皇太后陛下御眞影

今般の御凶事は國民の挙つて哀悼し奉る所にして故陛下御生前の玉容は永く之を景慕し奉らざる者あらざるべし因て本社は特に最近の御眞影を摸みて之をアートタイプに附し一葉の精巧美麗なる附録として來る三十一日發刊の本紙に添へ普く讀者に頒たんとす

社説

國民の光榮

今回政府は大喪費として七十萬圓を議會に請求し議會は滿場一致、可決したるに付ては天皇陛下にも御裁可遊ばされ去る二十四日官報號外を以て公布せられたり即ち國民は皇太后陛下御葬儀の御費用を負擔するの光榮を得たるものにして満足至極と申すの外ある可らず元來皇太后陛下は國民の母とも申し奉る可き御方にして其御不幸は一國の悲傷に堪へざる所なれども同時に帝室御大切の御方に渡せらるれば其御葬儀は一切帝室に於て行はせらる可き筈にして又その御費用の如き假令ひ何程の巨額に上るも帝室に於て御不自由在らせられざるは申すまでもなき御事なれば吾々國民は只仰で哀悼の意を表し奉るのみにして御費用を献上するの榮誉を得べしとは實に望外の事なり現に大使費以下事務官の任命も閣令を以てせずして宮内省令を以て發布せられたるは即ち今回の御大葬は帝室の大典、國民の直接に與り奉る可き筋のものに非ずとの御趣意を明にせられたるものにして我帝室は固より外國の例を以て推し奉る可きに非ざれども獨逸の帝室にては斯る場合に國費の負擔を容さずと云ふ左れば假令ひ國民が國庫の費用を以て大葬を行はせられんことを願ひ奉るも萬一帝室に於て臣民の衷情は深く嘉する所なるも帝室の大典は帝室費を以て行ふ可しと仰せらるゝこともあらば何共申上ぐ可き言葉なく只恐縮するの外ある可らず特に議會なるものは其性質に於て甚だ殺風景にして往々物論を生ずるのみならず國費即ち租税の性質を解剖すれば亦必ずしも神聖のものとは云ふ可らず然るに今神聖なる大典を舉げさせらるゝに當り其御費用の負擔を直接に國民に許させ給ふは即ち我帝室が下民の衷情を察し給ふこと甚だ深きを示させらるゝ所以にして恰も父母が子供の心中を察して多少の無理を容るゝに異ならず感激に堪へざる次第にして臣民が帝室の尊榮を祈り奉るの忠情もます〳〵厚きを加へざるを得ず若しも隴を得て蜀を望めば既に大喪費の献上を許させ給ふ上は大葬の御事務をも併せて國民の代表者たる内閣に御委任在せられんことを願はしき次第にして内閣員におても恐らくは宮内官吏に向て其希望を述べたることならん宮内官吏も亦其意を諒したることならんなれども何分にも事は帝室の大典にして猥りに云ふ可きに非ず遂に御遠慮を延ばしたるは遺憾なる次第にして其御費用を負擔するを得たるの一事のみにても國民の光榮は既に甚だ大なれば以て滿足せざる可らず斯くの如く[illegible]大に遠慮せられて何事に付ても國民の[illegible]以て[illegible]も心の[illegible]より[illegible]なる[illegible]帝室に於ては別に帝室財産など御所帯遊ばさるゝに及ばず御入用の都度々々國民に奉納を仰付られて然る可き御儀なる可し大葬費奉納の光榮を喜ぶの餘り敢て一言するものなり

○上海特報

特派員　松尾久男　一月十五日

●●●●●●●●●●●●● 皇太后陛下の御崩御と上海居留民　去る十二日午前七時皇太后御崩御の公報、我總領事館に達するや珍田總領事は直に館内に揭示し且つ各國の館署へも其旨を通報したるより我國の時辰塔を初め各國領事館及び當港碇泊の各軍艦は何れも半旗を揭げ弔意を表せんが爲めに我領事館を訪問したる領事もありき我總領事館及び軍艦高雄は其後引續き半旗を揭げて奉弔の意を表しつゝあり此報の當地に達するや在留の我臣民は事の意外なるに驚き皆恐懼して集會其他の催しを見合せ只管靜肅に國喪に服し居れり

●●●●●● 三井物産會社の新年會　去る九日當地三井物産會社の迎新祝賀會には日本人協會員、同夫人、軍艦高雄將校一同其他の紳士百餘名、參集し先づ支那芝居の催しあり終りて一同食卓に就き餘興には支那手品の催しもあり午後十一時過に至りて散會せり

●●●●● 歳入増加の方便　清國政府は日清戰爭の當時、文武官の俸給三割を減じ一時財政維持法を立てたるが更らに來一年間此法を繼續することゝなり文官にありては知縣道臺以上、武官にありては陸軍少佐、海軍艦長、即ち三品以上のもの俸給三割を徵收せらるゝなりと蓋し下級の官吏は上級官吏に比して賄賂などを受くること少なければ特に徵收を免かるゝものなりといへり

●●●●●● 李鴻藻、翁同龢と李鴻章　協辦大學士刑部尚書李鴻藻氏は今回病を以て其職を辭せんと決心せるよし氏は久しく禮部尚書の職を奉じ後、戶部尚書となり昨冬協辦大學士に補し刑部尚書を命ぜられ北京に於ける守舊家の領袖として知られたる人なりしが今や齡巳に七十を超へ其職に堪へざるを以て辭職の決心をなせるなりと而して氏と相助けて威權を振ひし翁同龢氏も同時に骸骨を乞ふこととなるべしと云ふ二氏にして去らば北京政府は進歩の碍害を除きたるものにして幸に少壯有爲の士が手腕を揮ふの餘地を生ずるやも知るべからず而して久しく鬱閲の間にありし李鴻章氏は再び其威を振ふに至らん今や王文韶氏は直隷總督を辭して李鴻章氏に其後を襲がしめんとの決心ありといふものもあり或は李は中央政府に大臣として來春戶兵兩部の內に管理尚書の命を拜すべしとの說もあり李鴻藻、翁同龢にして去らば李は何れにせよ其勢力を恢復するなるべし

●●●●●● 劉坤一の歳入增加策　南洋大臣劉坤一は此頃南京釐金局に命令して通州に於ける手織木綿に釐金を賦課することゝなしたるよし元來通州の木綿は二十六年間の久しき全く釐金税を免れたるが近年之を模造するもの大に増加したるより惜みそ之に課税することに一決したるなりと釐金局官吏の計算に依れば此課税は能く一年三萬[illegible]を生ずべしとなり

●●●●●● 長江[illegible]上海商業會議所　米公使は總理衙門と陝[illegible]行規則の改正すべき點は之を改正することとなり上海商業會議所と[illegible]の間に於て充分討議し[illegible]に於て[illegible]したる上、其案を北京に送るべしと北京より當地へ申來りたれば當地上席領事スチューベル氏より會議所に照會し會議所にては去る十一日午後三時議長アルフォルド副議長ダヂヲン氏以下議員參集し評議の上、汽船會社の代表者コルフォイス、グレッソン、ヒューウエット、ラマメル、セザランド諸氏に調査を托することに決せりと云ふ

●●●●●● 杭州近事　浙江省の或る地方官と杭州附近に於て密貿易に從事するもの多きを以て今回二名の觀潮外人を海關より雇入れ之を防がんことを計畫せりと

●●●●●● 新任米國公使伍廷芳氏　劉坤一訪問の爲め南京に赴きし伍星氏は去る二日當地に歸着せり氏は四五日中に當地を發し招商局の汽船廣利號に乘じて廣東に至り墳墓に謁して更に香港に出で三月初旬を以て任地に向ふべしと云ふ

●●●●● 銀行と郵便　盛宣懐の計畫に係る支那帝國銀行は資本金七百萬圓を以て設立することゝなり當地海岸通りなる元のラッセル商會の跡に其店舗を開く筈なりと又清曆一月一日を以て開始せらるべしといへる新郵便制度は料金の割合等、未決の問題多々あるよしなれば實行の期は未だ知るべからず

●●●●●●●● 日本語學を同文館に加へんとす　日本語學の一科を同文館內に設くるの議は未だ其實行を見ず僅に學生の二三を日本に派遣したるまでなりしが此度愈日本語を其一科に加ふることに決せりと云ふ

●●●●●●●● 南京儲材學堂亦日本語を加へんとす　儲材學堂は劉坤一の創設せしものにして今回百二十名の新入學ありしよし[illegible]清曆一月後日本語の一科を加ふることゝなり陳[illegible]氏其教官に補せらるゝ事に決し居ると云ふ

●●●●●● 佛[illegible]は今度[illegible]に[illegible]日[illegible]學ぶべしと聞く

○巴里に於て新流行の自動車

歐米に於ては馬車に代ふるに電氣或は石油を原動力とせる自動車を以てせんと種々の計畫現はれしが今度巴里府に於て新に流行を催はさんとするものは圖に示せるが如き形にて其動力には石油を使用し甚だ簡便なると共に馬を用ひざるより自から往來頻繁なる市街を遣るに適せり又その新案の車は五馬力を有すと云へば速力輕快なる可き上に運轉手を用ふるを以て從來の馭者が職を失ふの虞なかる可し但し新自動車の欠點は是れまでの馬車より馬を引離したる其儘の體裁にして外見甚だ妙ならざることに存すれども追々工夫を凝らさば此欠點を去るを以て實用娛樂共に適するを得ること離からざる可し若し此新案にして功を奏しまず〳〵流行するに至らば馬車營業に大革命を及ぼすならんと云ふ

○[illegible]先生[illegible]の遺稿

左に[illegible]は[illegible]稲[illegible]人[illegible]氏に[illegible]したるものなり即ち今度永眠せる中上川氏の北堂、福澤先生

の令姉にして天保元[illegible]せし時は今より六十[illegible]るに今や姉子六十八[illegible]に至へず先考當時の[illegible]したるものなりと云[illegible]を持てる親の情態[illegible]て益に之を掲ぐる事[illegible]

先考の遺稿天保四[illegible]

本月次女阿婉發熱[illegible]病癒即事を題して[illegible]り寝牀の爲め寫し[illegible]

一聯熱血忽潮生[illegible]

慶暦老妻相對坐[illegible]

巾枕新裁色倚紅[illegible]

偏欣猫面起張日[illegible]

當年氣力竟何如[illegible]

會記賜城々下熟[illegible]

一月二十四[illegible]

○伯林の瓦斯[illegible]

中川五郎吉氏より[illegible]書翰中獨逸國伯林[illegible]左の一節見えた[illegible]

前略目下獨逸伯林[illegible]盛なることは[illegible]にて[illegible]組暴なる[illegible]澤に石灰を用ふる[illegible]有之候併し瓦斯燈[illegible]候特に市街到る處[illegible][illegible]西方に[illegible]瓦斯の[illegible]瓦斯に有之候此一